

Title	政友会の寺内内閣に対する牽制と協力： 大正七年度政府予算案への対応を中心に
Sub Title	Seiyūkai's Maneuvers during the Terauchi Cabinet
Author	玉井, 清(Tamai, Kiyoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.9 (1989. 9) ,p.56- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890928-0056">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890928-0056</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 政友会の寺内内閣に対する牽制と協力

——大正七年度政府予算案への対応を中心に——

玉井清

## 序

第一章 政府党結成に対する牽制

第二章 憲政会との提携拒否の姿勢

第三章 党内における硬軟両論の併存とその收拾過程

第四章 陸軍及び山県との関係

結語

## 序

立憲政友会（以下、政友会と略）を率いる原敬は、寺内内閣成立以後、好意的中立戦略に基づき自党を指導し、憲政会から衆議院第一党の座を奪還するとともに、大隈内閣期に後退を余儀なくされた党勢の回復・拡張を果たしつつあった。<sup>(3)</sup> 本稿は、第四〇回帝國通常議會（大正六年十二月～大正七年三月）においても衆議院第一党<sup>(4)</sup>（次頁表参照）の政友会

表 第40回通常帝国議会召集日  
における衆議院勢力分野

立憲政友会	164名
憲政会	118名
新政会	51名
立憲国民党	36名
無所属	12名
計	381名

『議会制度七十年史・政友党派編』  
(444頁)。

約三億円を向う六ヵ年の継続費として既定額に追加要求する内容であった。

したがって、ここでは、まず税制改正計画に焦点を当てて予算内示から衆議院通過までの政友会の対応を党内の動向及び他の政治諸勢力との関連から考察し、さらに最終章において国防充実計画をめぐる同党の姿勢に検討を加えるものである。

- (1) 好意的中立戦略とは、政友会が次期政権獲得に向けその地歩を築くため、政府には中立の立場を表面上とりながらも裏面においては援助を与えるなどして好意的関係を保ち、自党に有利な施策を政府より引き出すことをその概要とした。
- (2) 中村勝範・玉井清「寺内内閣期における原・政友会の戦略」、『法学研究』、第六一卷第四号、昭和六三年四月。
- (3) 拙稿「寺内内閣期における政友会の党勢拡張に向けての方策」(中村勝範編著『近代日本政治の諸相』所収、慶應通信、平成元年五月)。
- (4) したがって、議会の大勢は政友会の態度如何により決するとし、その動向が注目された(『議会の形勢』へ、『東京朝日新聞』、大正六年一月二六日付)。
- (5) 当該期の政友会の動向に関しては、高橋秀直「寺内内閣期の政治体制」(『史林』、一九八四年七月、第六七巻第四号)、季武嘉也「第一次世界大戦期の諸政党の動向」(近代日本研究会『政党内閣の成立と崩壊』所収、一九八四年、山川出版社)があり、北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』(一九八五年、東京大学出版会)においても断片的ながら論及されている。本稿はこれら

を率いる原がかかる戦略を堅持しつつ、自党を指導したことを大正七年度政府予算案に対する同党の対応を考察することにより明らかにするものである。<sup>(3)</sup> ちなみに、この予算案をめぐり、とりわけ議会において論議を呼んだのは、政府が同案に盛り込んだ税制改正並びに国防充実計画であった。前者は、戦時利得税の新設、所得税や酒税等の増税、通行税及び石油消費税の廃止さらには綿織物税の減税をその内容としていた。後者は、陸軍が兵器改良等の充実のため総額一億八千万円を向う一八ヵ年の継続費として要求し、海軍が八・六艦隊への拡充等のため総額

の先行研究を充分参考にしながら、政権を目指す原・政友会の戦略を念頭に置き改めて考察するものである。

## 第一章 政府党結成に対する牽制

議会召集一ヵ月余り前の大正六年（一九一七）一月一日、原は、寺内正毅首相からの要請により開かれた会談において、大正七年度政府予算案の編成方針を伝えられた。この会談において、政府予算案が通行税廃止を含む廃減税を一方に行ないながら、他方、所得税等の増税を盛り込む方針であることを知らされた原は、寺内に対し再考を要求した<sup>(1)</sup>。原が不満としたことは、増税もさることながら廃減税案が考えられていることにある。そもそも、廃減税案に盛り込まれた通行税は、第二次桂内閣期に非常特別税より分離され独立法案として成立した時から、立憲国民党（以下、国民党と略）が十年一日の如くその廃止を唱えてきた虎の子であった<sup>(2)</sup>。しかし、郡部により多くの議員を抱えるとともに、自党が掲げる積極政策を展開するための財源確保を希望する政友会は、国民党のかかる通行税廃止要求に反対してきた歴史をもつ<sup>(3)</sup>。

したがって、与党の立場を明確には標榜せぬものの寺内内閣には好意的姿勢をとり、政権を支えてきたとの自負をもつ原からみれば、政友会がこれまで一貫して反対してきた通行税廃止案を現内閣が持ち出し国民党に秋波を送ったことは、背信行為と映った。しかも、当時、政界周辺には、国民党と新政会との提携を中心とした政府党結成を画策する動きが伝えられ<sup>(4)</sup>、政府の通行税廃止案提出もこれに連動するものとして原の疑念を深めた<sup>(5)</sup>。寺内との会談の翌日、原が野田卯太郎の来訪を求め、寺内に対し税制上の小細工は、勝田主計蔵相が国民党を中心として政府党をつくるという小策士に乗せられてなされたものゆえ得策ではないと忠告するよう依頼した<sup>(6)</sup>ことにも、彼の不満の大きさをうかがうことができる。実際、原の下に寄せられた政界情報において、こうした動きの中心にいとされた新政会の木下

謙次郎が、自派を中心とした新政党創立に向け奔走し追々物になりそうなところまでいったと後年回想したごとく、政府党結成の動きは単なる風評ではなかった。また、原・寺内会談の四日後の二一日、新政会は、原の政府党結成に対する疑念を増長させるような「財政経済に関する決議」を採択した。決議は、寺内が原に示した政府予算編成に沿うごとく、一方において、新規経費の増加に対して確定的財源を調達すべきことと増税賛成を臭わす項目を掲げながら、他方、税制整理の一環として通行税廃止を主張していた。とりわけ、決議に通行税廃止が盛りこまれたことから、その意図に関し次のような論評を加える新聞もあった。すなわち、この決議は現内閣と政友会とが次第に疎隔しつつあると見做した新政会指導部が、国民党と通じることにより政友会に対する牽制力を強化しようとする意図の表れであると報じた。<sup>(8)</sup>

実現の可能性は少ないにせよ、<sup>(11)</sup> 仮に国民党と新政会が提携し、それが政府党に発展すれば、この新聞評の指摘にもあるごとく、衆議院第一党の座にあるとはいえ過半数を制していない政友会は、多大の牽制をうけるだけでなく、政友会の政府に対する影響力も低下する。そもそも、原が寺内内閣下において選択した好意的中立戦略は、政府が確固たる与党を持たず、政友会への依存度を高めざるをえぬ状況を継続してつくりだして初めて成功する。<sup>(12)</sup> したがって、政府の政友会に対する依存度を低下させ同党の対政府交渉能力を減退させるような政府党結成の動きに絶えず警戒を怠らず、これを出来る限り少数党に留めておくべく政府を牽制し続けたのが原であった。こうした彼の姿勢は、通常議會を控え、国民党と新政会との提携を画する動きを前にして新たに採られたものでなく、それ以前から一貫したものであった。このことを、総選挙直後の政府による中立議員結成の動きをめぐる原の対応から一瞥しておく。

総選挙前から政府による中立議員候補擁立の動きに神経を尖らせ、これを牽制した原は、選挙後においては、政府が当選した中立議員を中心とした政府党結成に乗り出すことを警戒した。たとえば、総選挙直後の五月早々に中立議員の召集を考えているとの政府側の意向を受けた原は、かくも早い時期にかかる議員の召集を行なうことは、政府党

結成の意図を裏書きするものであるとし、不満を顕わにした。この原の不満に動揺した政府は、弁明のため彼の下に児玉秀雄書記官長を送るが、その児玉に対し原は、中立議員結集の方法に関し次のような細かい指示を与えた。<sup>(14)</sup>まず、当面、中立議員に対しては「上京する機会があれば当選を祝するための面会を望む」旨の書簡を政府より送るに留め、政府側が中立議員を召集・招待するのは、議会前に各政党が党大会を開く時期、さもなくば、少なくとも選挙熱が冷める五月末まで見合わせる。さらに、中立議員により結成される会派は倶楽部組織となし、裏面にてこれを指導するのは、内務大臣である後藤新平か、後藤が不都合なら書記官長である児玉にする。原は、その理由として内務大臣のもつ権限が中立議員結集の上で好都合のためと政府側に説明していたが、彼が内相を推したのは、こうした権限上の問題もさることながら、その人選に神経を尖らせていたためである。すなわち、原は山県の理想に従い、第三党結成による三党鼎立状況を作り出し政党操縦を意とする人物がその衝に当たれることを警戒した。具体的には、田健治郎通相や有松英義法制局長官が中立議員結集の衝に当たれることを原は警戒しており、これを避けるためにも閣内において政友会に近い後藤がその衝にあたることを政府側に要求したのである。<sup>(16)</sup>

以上のように、原は政府側の打診を受けてのものとはいえ、中立議員召集の時期、会派の形態から、さらには結集の衝に当たるべき人物に関する細部にわたる指示を与えていた。結局、中立議員が結集した維新会の成立は、特別議会召集直前の六月中旬までずれこむ。さらに、同会は、倶楽部形態にすべきであるとの原の意向に沿うごとく、衆議院の院内交渉団体として一致の行動を取るも団体の決議を以て会員の政治意見を拘束せぬことを規約の一項目として掲げ統制の緩やかな組織として成立する。<sup>(17)</sup>このように、総選挙以降も政府党結成を警戒し牽制してきた原ゆえに、通常議会を前にして政界周辺に伝えられる国民党と新政会提携の動きを政府が裏書きするような予算方針に不満を示し修正を求めたのである。

一 二月初頭、政府は憲政会を除く各政学会派へ個別に予算の内示を行なった。寺内は、貴衆両院のいかなる会派に

も先立ちこの予算内示を政友会総裁・原に対して行ない衆議院第一党である同党への敬意を示したが、原は寺内より示された政府案に不満であった。不満の理由は、先述の寺内との会談において要求した修正の跡がみられず、さらに、予算内示が原の意見を聞き修正を行う用意の下になされたものでなく、他の会派にも示す政府の内定案を単に通知するためだけのものだったからである。原は、議会において賛否を表する以外に手段のない以上、政府が事前に相当の解決方法を考えておくことを要求するとともに、政府が内定案に固執すれば大困難に陥るであろうと警告していた。<sup>(18)</sup>原としては、議会に提出される以前の段階において政府との折衝により妥協案を見い出すことを望んでいただけにその不満も大きかったといえる。なぜなら、通行税廃止のように政府案に盛り込まれている廃減税案に反対することは政党として得策ではないし、議会等の政界の表舞台において政府と政友会との摩擦・対立を必要以上に顕在化させることは、後述する如く政府と政友会との離間を目指す憲政会等の反政府陣営に乗じる機会を与えることになるからである。

ところで、こうした原の政府予算案への不満は、政友会の党内世論として反映された。たとえば、原が寺内よりうけた予算内示の内容を党領袖へ報告するのに先立ち政府側よりさらに詳しい説明をうるため勝田蔵相と会談した野田、中橋徳五郎、横田千之助、元田肇の党四幹部は、予算案への不満から元田を先鋒として同蔵相を相当強硬に問いつめていた。<sup>(20)</sup>また、党内において、政府が予算案に通行税廃止や織物税軽減を盛り込んだのは、政府が政友会に対し挑戦したのだという極論を吐く者もいたし、<sup>(21)</sup>政友会の機関誌も早期の段階から、政府の増税計画が国防充実、産業、教育、交通発展の財源確保のためならやむをえぬものの、税制整理の名の下、通行税や石油消費税廃止等のためにあることは議論の免れざる所なるべし、<sup>(22)</sup>とし婉曲な表現ながらも政府予算案への不満を示唆していた。加うるに、政府の下に寄せられた政界情報（『大正七年総選挙準備ニ際シ政界躍動ニ関スル通相密報』—以下『通相密報』と略す）の中には、政友会の空気に関して、党内に揺籃している不満の声は原もうっかり手をつけ難きものがあるとの観測を見い出すことがで

きる。もつとも、こうした党内の予算案に対する批判は、自らも不満を抱く原が多分に先導し、黨員も彼の意向を充分分度した上で生じたものと考えられ、原も手をつけられぬ状況にあったというのは、少々過剰表現であり必ずしも的確な観測とはいえない。たとえば、前述の政友会の四幹部による勝田蔵相に対する詰問も、原の意向に勢いを得たものである。事実、党四幹部と勝田蔵相との会談の前日、原は、後藤内相に対し、増減税の同時提出は矛盾すると批判しつつ、党総務もその点を不安としているので明朝は質問も充分になす事と思うとし、党幹部の勝田蔵相への詰問を予兆させる話をしていた。さらに、原は、政府予算内示を正式に伝えた党領袖会議の反響に関して、政府の「計画の杜撰は一同感したるものゝ如し、到底此儘にては通過困難なるべしと思ふ」と日記に記していたが、この記述からも政友会内の政府予算案に対する不満の表出が、原の意向に共鳴しつつ行なわれていたことをうかがうことができる。このように、党内の硬論は、原が多分に先導し放任することにより作りだされたものだけに、逆に原の統制下であり、自制のとれたものとみなすことができる。

以下、このことを明らかにするため、政府予算案をめぐる政友会を「反政府陣営に引き込みもうとする憲政会周辺からの扇動に対し政友会がいかに対処したかを考察する。

- (1) 『原敬日記』、大正六年一月一七日の条。
- (2) 前田蓮山『原敬伝・下巻』(昭和一八年三月、高山書店) 三二七頁。
- (3) たとえば、第一次山本内閣の第三回帝國議會において、国民党他、立憲同志会及び中正会より提出された通行税全廃案は、与党・政友会の反対に会い否決された。また、寺内内閣下の前議會(三九回)にも国民党は、廃止案より幾分譲歩した五十哩未満の通行税免除案を議會に提出したが、政友会の賛成を得られず委員会段階にて延期の意味を以て否決された(「通行税改正ニ関スル沿革」(『勝田主計文書』、なお『近代諸家文書集成』所収、マイクロフィルム版)。ちなみに、これは議會に通行税全廃案を提出するに際し政府部内において作成されたものと考えられる。
- (4) 『原敬日記』、大正六年一〇月二二日の条。前掲・季武論文一一二頁、及び前掲・高橋論文六二―三頁も参照のこと。

- (5) 同右、一月三〇日の条。
- (6) 同右、一月一八日の条。
- (7) 『木下謙次郎氏談話速記録』（国立国会図書館憲政資料室蔵）。また、この談話によれば、新政党樹立の失敗原因は、この動きを察知した原が山県に突き込んだ結果、政党嫌いの山県も、これに同調し寺内に忠告したことにあるとした。原から山県を通じた寺内への忠告により新政党結成計画が挫折したとのかかる木下の観測は疑わしいものであるが、少なくとも新政党画策者にとり、原がその最大障害とみなされていたことを理解できる。
- (8) 前掲(5)、原は政府党結成の動きを牽制すべく後藤に忠告した事実を記した一節に、新政会が今回政府案の如きものを会の決議として発表したと括弧つきの注釈をわざわざつけ加えている。このことから、原がこの決議に無関心でいらなかったことをうかがうことができる。
- (9) 『東京朝日新聞』、大正六年一月二二日付。
- (10) 同右。また、この通行税廃止を新政会内において発議したのは坂本金彌、秋田清等である、としていたが、その秋田は、他紙において、絶対多数の新政党樹立への抱負を談じていた（秋田幹事談「新政会の前途」へ『東京朝日新聞』、大正六年一月二九日付）。
- (11) 前掲(4)の情報によれば、新政会よりもこまれた話に国民党の古島一雄が消極的姿勢をとっていたことがわかる。また、匿名ながらも、こうした提携を打ち消す談話を国民党は明らかにしていた（国民党某領袖談「我党の為め弁す」へ『東京朝日新聞』（大正六年一月九日付））。
- (12) 当時の衆議院における政党間の勢力関係について、政友会は過半数に達していないものの、国民党、新政会のいずれと提携しても過半数を制することができるゆえ、政友会が衆議院のキャスティング・ボードを事実上、握っていると分析するものもいた（「政友会の希望と恐怖」へ『日本及日本人』、大正六年一月一日、第七一八号）八―九頁）。こうした評にある政局運営の妙を政友会が発揮する上においても、新政会と国民党は別個に独立している方が好都合である。
- (13) 前掲、中村・玉井論文、三四頁。
- (14) 『原敬日記』、大正六年四月二三日の条。
- (15) 同右、四月二四日の条。及び、『原総裁談話の要領』（四月二四日）（山本四郎編『寺内正毅内閣関係資料（上）』（昭和六〇年三月、京都女子大学、六三〇頁。以下『寺内資料（上）』と略す）。なお、山本氏は、この報告は後藤新平によるものとしているが、むしろ後藤の懐刀である児玉によるものと考えた方が妥当であろう。

- (16) 『原敬日記』、大正六年四月二三日の条。
- (17) 『東京朝日新聞』、大正六年六月一六日付。
- (18) これは、議會召集直前に貴衆兩院各々に対し行われる予算内示とは別に行われたものである。なお、政友会が一日、二日の午前が国民党、午後が新政会、三日が貴族院との順に行われた。
- (19) 『原敬日記』、大正六年一月二日、二日の条。
- (20) 中橋徳五郎談（水沢市立後藤新平記念館編『後藤新平文書』「マイクロフィルム版」、R四七、一一―三―一五）。なお、この談話の中では、曩日となっているが、これは、かかる会談の行われた一月三日のことを指すと考えてよい。また、この会談は「政友敵談蔵相答ふ能はず」との見出しの下、政府と政友会との対立を喧伝する形でも新聞に報じられた（『報知新聞』、大正六年一月五日付、夕刊）。
- (21) 原敬談（後藤新平文書、R四七・十二―三―十七）。
- (22) 「時事・増税計画」（『政友』、大正六年一月五日、第二二三号）四一―二頁。
- (23) 『通相密報』（一月五日報）（寺内資料（下））、六七八頁。以下『通相密報』は同資料を出典とする。
- (24) 『原敬日記』、大正六年一月二日の条。
- (25) 同右、大正六年一月三日の条。

## 第二章 憲政会との提携拒否の姿勢

寺内内閣下の政友会が政権打倒のために憲政会と提携することは、好意的中立戦略に基づき政権獲得を目指す原の構想からはずれた戦術であった。通常議會を控えた時期においても、原がかかる基本姿勢を堅持していたことは、政憲提携を希望する東京朝日新聞の松山忠二郎よりもち込まれた憲政会総裁加藤高明との会談を求める話に彼が触手を動かすことなくこれを一蹴したことに示された。原は、松山に対し自分の政局に対する長期的展望、各政治勢力の現況及びその中において政党がとるべき戦術を述べつつ、加藤との会談の話を断った。彼が好意的中立戦略を堅持する

理由を確認するためにも、その大略を紹介しておく。<sup>(1)</sup>まず、原は、藤原氏を官僚に、源平を政党になぞらえつつ次のように政局の長期的展望を示した。すなわち、あたかも藤原氏が源平を操縦しようとして試みたものの結局、源平の天下になったごとく、官僚が政党を操縦しようとしてもいずれ政党の勝利する時代が来るとする。しかし、原は、こうした展望を一方において示しつつも、他方、各政党の陣営が官僚からの操縦に動揺を受けぬほど強固でない現状を考慮すれば、性急に政党が官僚と一戦をまじえることは不得策とした。彼によれば、政友会内においてさえ官僚の操縦に応ずるものが皆無とはいえないし、まして、その幹部の多くが官僚の操縦に応じ国民党から桂新党に流れた経歴を有する憲政会は信用しえない。したがって、政憲提携を試み官僚に対し戦いを挑んでも、逆に両党は官僚の操縦に会い各々分裂を招き、結果として官僚を益することになる、とした。政友会が官僚の操縦に会い分裂するとの原の言葉は、従前よりの彼の党内統制力の強さに鑑みれば、相当割引いて読む必要があり、むしろ持ち込まれた話を断る口実とみる方が妥当であろう。これに対し、憲政会に関する原の観測は彼が胸中に絶えず抱いていたであろう同党に対する不信を率直に語っている点で興味深い。

確かに、原の分析通り憲政会は、反超然主義の方針の下に統制された一枚岩ではなく、原は、このことを政憲合同の話が持ち込まれた直後の山県との会談において再認識することになる。すなわち、憲政会の下岡忠治が加藤・山県会談実現のため山県の下を訪れていた事実を山県本人の口から原は知り、警戒の念を強めた。<sup>(3)</sup>原はこうした憲政会側の動向からも、超然主義反対を掲げ政憲提携工作に軽々に乗ることは、危険であると判断していた。したがって、寺内内閣下、自ら堅持する好意的中立戦略の有効性を解説する如く官僚が政党と提携することは逆に政党の勢力拡張にもなると述べ、政憲提携を目指す松山の働きかけを断った。政府予算案をめぐる多分に党内の硬論を先導した原も、この基本戦略を放棄する考えはなく、党員もこれを了解していた。まず、このことを議会召集以前における政友会の動向より検証する。

政府予算案をめぐる政友会の不満は、早い段階から新聞紙上にも報じられ、党外に伝えられるところとなる。新たな政局の展開を望む憲政会の周辺には、議会召集前からこうした政友会の不満に乗じて、同党と政府あるいは他の党派との間に楔を打ち込むべく工作しようとする動きがあった。たとえば、憲政会の幹部は、前出の松山も招いた鳩首協議を開き、次のような要談をかわしたとの報告を『通相密報』に見出すことができる。<sup>(5)</sup>これによれば、まず、席上、松山より、政友会において政府予算案への不満をもらしている中橋総務は鬱勃たる覇気自ら抑え難く無遠慮に其の意見を吐露する習癖を有するゆえ、彼を囲繞する幹事及び陣笠を煽誘することが提案された。この松山の提案に基づき、政友会内の硬論を紹介喧伝することにより同党の内訌を助長し、さらには予算案の賛否に就き政友会と国民党、政友会と新政会との離間を促す事などが申し合わされた、とする。この報告内容の信否に関しては、他の資料による考証が必要であるが、少なくとも、こうした動きは巷間にも伝えられていた。<sup>(6)</sup>また、席上、松山が主張したとされる提言は、原・加藤会談の実現に失敗して以降の彼が幹部間同志の結合よりも両党少壮派の連合を志向しているとの情報と符号するものがある。さらに、松山が名指ししたという中橋は、床次竹二郎らとともに、政友会内においても超然内閣の寺内内閣を内心快く思っておらぬグループに属し、<sup>(8)</sup>政府予算案に対しても、その不満の一端を次のように吐露していた。すなわち、大蔵省の発表した政府予算案の概況は、戦時予算を一方において云々しながら、他方、税制整理や社会政策を唱えるなど幾多の矛盾がある。これは平時の予算であり戦時の予算として其実を挙げていないようである、とした。<sup>(9)</sup>こうした談話を発表する中橋が、憲政会周辺からみて利用しうる対象にみえたことは充分想像されうる。

しかしながら、かかる憲政会周辺の思惑に反し中橋の政府予算案への批判がこれ以上高じ、党外に示されることはなかった。むしろ彼を始めとする政友会幹部は、政府予算案への批判を不用意に述べることが反政府陣営の乗ずるところとなり党内にも無用な混乱を招くことを看取し、批判を自重する旨の申し合わせをしていた。<sup>(10)</sup>中橋も、豊富な資金の臭いを有難がる陣笠や批評家に持囀され元気の好い議論を唱えたものの大臣待望のため原の節度に服していると

の評が存した如く、政友会幹部として、かかる申し合わせを守り批判を不用意に述べること控えた<sup>(12)</sup>。また、予算案をめぐり政友会幹部が勝田蔵相を詰問した際、その先鋒であった前出の元田も、増減税を含む予算の批評をすれば諸多の意見続出し政友会の陣営を紊すことになり多数党の權威を軽くしてしまうとし、予算に対し意見を述べざることを基本的に拒否していた<sup>(13)</sup>。さらに、こうした政府予算批判への政友会の自制は、党幹部にとどまらず、比較的硬論が表出しやすい院外団においても保たれていた<sup>(14)</sup>。以上のように、政友会は政府予算案への批判を党内世論として抱えながらも、党外に向けこれを不用意に吐露することは自制しつつ第四〇回帝国議会の召集を迎えることになる。

一月二四日、政友会は、議会召集の前日に開催された議員総会の横田演説<sup>(15)</sup>、さらには懇談会の原演説<sup>(16)</sup>において来年初月の党大会まで政府案に対する党議決定を先送りすることを明らかにした。三日の党領袖会議において党議は追って相当の機関を経て決定するとしていた政友会は、このように議会召集時においても、政府予算案への態度を明確にすることを避けたのである。これに伴い、憲政会周辺からは議会再開前の政友会党大会に向け、政友会と政府との離間を改めて促す動きがなされた。たとえば、政府や政友会側より憲政会の機関紙と目されていた『報知新聞』<sup>(17)</sup>は次のように政憲提携実現に関する憶測記事や主張を書きたてた。すなわち、政憲両党は、議会再開を前にして幹部間において歩調を一致するとの諒解ができていた。したがって、議場における連係も必至の勢いとなり、予算及び増減税案もともに両党一致の解決をみるであろう<sup>(18)</sup>、と報じていた。確かに、こうした憶測記事の通り、政府予算案への賛否という政策上の問題だけから考えれば両党が提携する余地はあった。政友会内に政府予算案への不満が存したことは既に指摘したが、憲政会も浜口雄幸ら党幹部が議会召集前後を通じて同案への批判を公けにしていたからである<sup>(19)</sup>。しかしながら、たとえ、両党提携の足掛りとなりうる政策上の一致点が見出されたとしても、それが原の戦略を崩すものである限り、政友会がこれに応じることはなかった。したがって、政憲提携を間近のものとして書きたてた『報知新聞』の報道に対し、政友会の準機関紙と目されている『中央新聞』は、政憲提携などは一場の夢物語りで政友会辺

などでも一笑に附していると、これを打ち消す記事を即座に掲載した。事実、この打ち消し記事通り、議会再開前の党大会において、政憲兩党の歩調の一致を見い出すことはできなかった。つまり、政友会は、原及び横田が党議決定を行なうとしていた党大会においても、政府予算案への態度を明確にすることを避けたのである。<sup>(21)</sup>したがって、政友会の是々非々主義は依然として洞ヶ峠主義と揶揄する評が党外より投げかけられたごとく、大会において採択された宣言は次のように如様にも解釈しうる抽象的なものであった。つまり、宣言は、税制改正を盛り込んだ政府予算案に關し「歳計予算ニ至テハ未タ其内容ヲ詳ニセスト雖モ精査審覈シテ取舍其ノ宜キヲ裁スヘキナリ」とした<sup>(22)</sup>ただけであった。さらに、党大会における原の演説も、政府提出の予算及び法律案に關し「果して我党の主張に合するか、果して目下の急に應ずるに足りるか、それ等の点に就て冷静に審査を遂げ、我党多年採り來つた所の方針より割り出して公平なる解決を与ふることを希望致すのであります」と述べるに留まつた。<sup>(23)</sup>こうした原の党大会演説における政府批判自制は、加藤の憲政会党大会における演説が、政府税制改正案を自家撞着、前後矛盾、曖昧、不徹底とし、それは遂に支離滅裂の残骸を止むるのみと批判した<sup>(24)</sup>ことと比較するとより明確になる。このような兩党々首の演説の相違に象徴される如く、政友会は党大会を機として、政府予算案打破に向け憲政会と歩調を一致させることはなかったのである。

以上の如く、政友会は党内に一二月初頭の内示の段階から政府予算案に対する批判が存したものの、それが憲政会陣営の乗じるところとなることを看取すると、不用意に不満を党外に示すことを自制した。このことは、議会の本格審議が始まる以前、党幹部が党外にむけ政府予算案批判を行なうことを控えたことや、議会召集前の議員総会や議会再開前の党大会さらには院外団における決議や宣言、演説等にも同様の配慮をしていたことに示された。政府予算案に不満を抱く原が、党内において同案への批判を多分に先導し、またこれを放任したのも、こうした党内統制・結束への自信があり初めて行ないえたものといえる。

- (1) 『原敬日記』、大正六年一〇月一七日の条。
- (2) 例えば、当時総務の武富時敏、片岡直温、幹事長の富田幸次郎、顧問の河野広中、箕浦勝人、島田三郎らは国民党を離れ桂新党に参加した政治家である。
- (3) 『原敬日記』、大正六年一〇月二〇日の条。
- (4) 例えば、『東京朝日新聞』（大正六年一月四日付）。
- (5) 第一章・注(23)。
- (6) 例えば、『政界消息』（日本及日本人）〈大正六年一月一日、第七一七号〉一三四頁。
- (7) 『原敬日記』、大正六年一月一三日の条。
- (8) 『中橋徳五郎・上巻』（中橋徳五郎翁伝記編纂会、昭和一九年三月）三二一―四頁。
- (9) 中橋徳五郎氏談『中央新聞』（大正六年二月六日付・夕刊）。
- (10) 第一章・注(20)。
- (11) 中野正剛「現在の若手の働きの者」（『中央公論』、大正七年三月号）七二頁。
- (12) 前掲・注(10)。また、中橋の言動を伝える『東京朝日新聞』の「東人西人」欄からは政友会幹部の予算案批判自重の事実と、いかなる言葉尻をも捉え中橋の硬論を書きたてようとする同紙の姿勢を見出すことができる（同上、大正六年一月九日付）。
- (13) 『時事新報』（大正六年一月五日付）及び『報知新聞』（大正六年一月五日付・夕刊）。但し、この報知の記事は前述の『東京朝日新聞』と同様、政府と政友会との離間を目指し元田の言葉尻を捉え硬論を書きたてようとする同紙の姿勢をうかがうことができる。したがって、こうした両紙を中心とした報道に政友会側も警戒し自重したのであった（『通相密報』、一月一日、一三日報）。
- (14) このことは、一月二〇日、政友会院外団が公けにした決議の内容にうかがうことができる。すなわち、政府予算案に言及した項目において決議は、「現内閣の財政計画は意義徹底せざる点少からず故に我党は十分の取捨按排を加へ以て違算ならしめん事を期す」としていた。この文言は、院外団の政府予算案への不満を一方において示唆しつつも、他方、その不満を露骨に表すことを避け抑制された表現であることがわかる（『東京朝日新聞』〈大正六年一月一日付〉）。なお、この決議は、議會再開前の翌年一月一九日に開催された院外団大会に原案として提出され可決される（『政友』〈大正七年二月五日、第二一五号〉三八頁）。

- (15) 『東京日日新聞』、大正六年一月二十五日付。
- (16) 『原敬日記』、大正六年一月二十四日の条。
- (17) 憲政会は政友会と期せずして一致の態度に出ると『報知新聞』を通じて頻りに吹聴していると日記に記していた如く、原は同紙の論調に神経を尖らせていた（『原敬日記』、大正七年二月三日の条。また、『通相密報』（二月一日）を参照のこと。
- (18) 『報知新聞』（大正七年一月十八日付・夕刊、十九日付・夕刊、二一日付）。
- (19) 例えば、浜口は、社会政策という美名の下に増税を実行しようとするのは、賢明というより狡猾な政策であり（浜口談「賢明より狡猾」へ『東京朝日新聞』、大正六年一月四日付）増・新税の裏に廃減税があるのは紛糾錯雑容易に端倪すべからず（同上「不明確なる予算」へ『東京日日新聞』、大正六年一月五日付）。予算案は矛盾撞着、不徹底と断じていた（浜口雄幸「統一なき財政計画」へ『太陽』、大正七年一月号、第二四卷第一号）。
- (20) 『中央新聞』（大正七年一月九日付・夕刊）。また、『通相密報』（大正七年一月十八日報）の中にも憲政会の働きかけに政友会が警戒していることを伝えた一節を見い出すことができる。
- (21) 政友会は一七日の幹部会議で、党大会においては政府案への賛否に言及せぬ決定をしていた（『中央新聞』、大正七年一月十八日付。及び、『通相密報』、大正七年一月十九日報）。
- (22) 『東西南北 第四十議会の陣容』（日本及日本人）、大正七年二月一日、第七二三号）二頁。
- (23) 『会報・大会記事』（『政友』、大正七年二月五日、第二一五号）三三頁。
- (24) 原敬「我党の態度及現下の急務」（同右、六頁）。
- (25) 『東京朝日新聞』、大正七年一月二日付。

### 第三章 党内における硬軟両論の併存とその收拾過程

大正七年（一九一八）一月二二日、議会再開に伴い、政府予算案の本格的審議が開始されることになる。衆議院における政府の施政方針演説後、最初に政友会の代表として質問に立った床次（院内総務）は、政府予算案を次のように批判した。すなわち、政府の増税計画は軍備充実費の不足を補うことを目的としていながら同時に廃減税をも計画し

ているため、その趣旨が不明瞭で徹底を欠くものとなり、むしろ減税せんが為めの増税とも解される、とした。<sup>(1)</sup>さらに、政友会を代表して質問に立った山本悌二郎（院内総務補佐）も、全国民が負担しなければならぬ郵便・通信料の引上げを一方において行ないながら、その恩恵が都市の一部に局限される通行税を全廃しても、それで政府の説明する如く下層階級の救済になるのかとの疑問を呈し、政府の財政計画は失礼ながら矛盾撞着、不徹底の点が少なくないと追及した。<sup>(2)</sup>このように政友会は、党大会等において直接言及することを避けてきた政府予算案をめぐる批判を議会再開冒頭より、床次、山本らの質問を通じて明確にした。後述する如く、これ以降、予算案をめぐる政友会内の批判は、議会の内外において散見されるようになる。

しかし、こうした批判は、予算案をめぐる政友会内の硬論を政府側に改めて確認させ再考を促すことが目的であり、倒閣に向けての政府攻撃を意図したものではなかった。このことは、原が、議会議審議を控え、政府予算は矛盾撞着、不徹底の穴だらけだが、政友会はこれにより政府に突っかかりかかったり政権奪取をねらうものでないと談じていたことからもうかがうことができる。<sup>(3)</sup>この談話を裏づける如く、彼は年末の山県との会談<sup>(4)</sup>や議会議再開前の田通相との会談<sup>(5)</sup>においても、政府予算案は成立まで困難が予想されるものの適当な修正を加えた上で通す意向であることを明らかにしていた。前述の両者の質問も、この原の基本方針の枠を超えてなされたものではなかった。したがって、憲政会議員の席より賛同の拍手が送られた山本の質問にも、議会議場に緊張感が漲ることはなかった。<sup>(6)</sup>また、新聞紙上において床次の質問は八百長の臭みがあると評された如く、勝田蔵相との質疑応答の中には、次のような一節を見出すことができる。すなわち、政府は自ら提出の財政計画案に飽迄固執するつもりかとの床次の問に対し、勝田蔵相は、より良好な方法があれば持論に固執するつもりはないと答弁し、<sup>(8)</sup>既に政府側に譲歩する用意があることを明らかにしていた。そもそも、政府は、原を始めとする政友会党員の政府予算案への不満に対し、修正に応じる用意のあることを同党内々伝えていた。<sup>(9)</sup>国民党の議員より政府の無責任を示す答弁と批判されることにもなる勝田の応答は、政府のこうし

た姿勢を議會という公けの場において、改めて確認したものであった。

ところで、こうした勝田の答弁を裏づける如く、大蔵当局は、第一案から第四案まで、譲歩の程度が少ない順に四個の妥協案を考えていた。原は、寺内より予算内示を受けた翌日の後藤との会談において、政府案を原案のまま通過させることは困難ゆえ妥協案を秘に考え置く必要があることを伝えていたが、これらの案は、こうした原の要求に応え作成されたものと推断される。四個の妥協案を、前述の山本の質問の中でも問題とされていた通行税廃止と郵便通信料の引上げを中心とみると、大略、次の通りである<sup>(12)</sup>。まず、通行税全廃に関しては、五十哩以上あるいは老式等に対する課税は存置するとの修正譲歩が四個の妥協案のいずれにも盛り込まれていたが、全廃案の撤回までの譲歩は考えられていなかった。しかも五十哩未満の通行税が本税収入の約八割七分を占めていたことに鑑みればこの一部課税存置は決して大幅な譲歩とはいえなかった。次に、郵便通信料の引上げに関して、第一案より第三案までは、葉書の引き上げだけを見合わすことが考えられ、第四案においてはじめて、その撤回が盛り込まれていた。但し、第四案は互譲の余地なき妥協案との注釈が同時につけ加えられていた。これら二個の項目以外において、酒税、所得税の一部上積みや清涼飲料税、飴税、フェルト税の撤回などを見出すことができるが、政友会が通行税とともに問題としていた織物消費税や石油消費税に関してはどの妥協案も全く触れていなかった、したがって、後述する如く最終段階において政友会が郵便通信料値上げの見送りと通行税全廃を含む全ての廃減税の延期を盛り込んだ修正要求を決定したことに照らせば、大蔵当局が互譲の余地なき妥協案としていた第四案といえども同党にとり譲歩程度の少ない不徹底なものであった。つまり、これらの妥協案は、政府が政友会内の批判を過少評価していたことを物語る<sup>(14)</sup>。

議會再開冒頭に明らかにされたような政友会内の批判は、こうした政府部内の樂觀論を戒め牽制するためにも適宜、党外に示される必要があった。原が、税制改正を含む予算案への政友会の党議決定を一方において先送りしつつ、他方、前述した如き批判がある程度まで表出されることを押さえようとせず黙認したこともこうした脈絡の中において

捉えることができる。<sup>(15)</sup> その結果、予算委員会、税制改正委員会における審議が進む中、具体的に批判の調子の強い硬論も議会の内外において散見されるようになる。このことは、たとえば、税制改正委員会の審議が始まった二八日、政友会院外団が可決した覚書にみるることができる。その覚書は、政府の税制改正案を杜撰にして意義徹底せざるのみならず、国防計画等の前途より推せば他日更に第二の増税を免れざるもの如しと批判した上で、戦時利得税を除く全ての増減減税案の決定を延期し財源不足は減債基金の一部をもって、これに充てることを主張していた。<sup>(16)</sup> ちなみに、政府は、大正七年度予算においては減債基金五千万円を維持するものの、八年度以降はこれを三千万円に減額する計画を公けにしていた。<sup>(17)</sup> 覚書はこれを、七年度から減額すれば増税を見送ることができるとしたのである。この院外団の覚書は、前出の決議と異なり政府案への批判の調子も強く、しかも、戦時利得税以外の全ての増減税案の見送りを掲げていたことは憲政会の主張と一致するものでもあった。<sup>(18)</sup> したがって、この覚書を政友会硬派と憲政会との策応の表象とした政界観測も政府の下に寄せられ、閣内において警戒の念を強める動きもあった。<sup>(19)</sup> また、こうした増税否認を中心とした硬論は、間接的な表現を用いながらも、税制委員会における政友会議員の三土忠造<sup>(20)</sup>や東武の質問の中に、その一端を見出すこともできる。

他方こうした硬論に対し、軟論も党内に存した。たとえば政友会の地方団体の一つである関東倶楽部は、その代表として新聞紙上等において注目を集め、二六日に開かれた同倶楽部の協議会は通行税廃止に賛成することを決定し、織物税と郵便料の引上げ以外全ての政府案に賛成する意見が多数を占めた、と報じられた。<sup>(22)</sup> また『通相密報』<sup>(23)</sup>の中にも、政友会において軟論を主唱する団体として関東倶楽部の名を見出すことができる。さらに同密報によれば、通行税全廃案は国民党と交渉の上決定する、との柔軟な意見も政友会幹部の一部に存し反対論一色でなかったことを知ることができる。<sup>(24)</sup>

以上述べたような硬論から軟論までを党内に抱えつつ政友会は、衆議院の税制改正委員会審議終盤の二月三日、改

正各案に対する賛否を内定する領袖会議を開催した。その結果、決定された内容によれば国防充実の財源として酒税増徴を認め、戦時利得税も多少の修正を加えた上で承認するが、通行税全廃も含めその他全ての税制整理は平和克服後に譲ることとした。但し、所得税増徴に関しては、政府交渉上の余地を残すという観点から賛否は保留し原の裁量にまかせることとした。<sup>(25)</sup> 以上の決定は、原が当日の『日記』に、席上種々の意見が出たと記していたことからうかがえるように、党内に存した前出の硬軟両論各々の譲歩の上に成立したものであった。<sup>(26)</sup> 翌日、この政友会の内定案を持ち原は政府との交渉に臨む。ここにおいて、政府側より所得税増徴を熱望された原は、その意向を幹部会に諮ることを約束するとともに、仮に政友会が所得税増徴に賛成するならば、政府側も自党の主張通り税制整理を平和克服後に譲るとの約束をとりつけた。<sup>(27)</sup> 同夜、この原と政府の折衝後、政友会は党領袖に院内幹事、本部幹事を加えた会議を開催した。前日の領袖会議において大枠の方針が決定されていたことを考慮すれば、最大の争点は、政府との交渉材料として賛否を保留し、原の下に政府側より賛同要求のあった所得税増徴の可否にあった。もっとも、原が、同案への政府側の要望をその場で拒否することなく党に持ち帰った時点において、彼は既にこれを容認するつもりであり、その方針の下に党内を收拾する自信もあったと考えられる。実際、会議は硬軟両派の対立により深夜十二時まで五時間にもわたり続けられたが妥協点を見い出せぬまま、結局、原に裁定を一任することになる。ここにおいて、彼は、これまで硬軟両論全てを取り消し自分の言に一致することを裁定の条件として確認した後、所得税増徴容認の方針を示し党内の收拾を図った。<sup>(28)</sup>

翌五日、政友会代議士会は、税制改正をめぐる既述の方針を正式決定する。原の裁定により政府側が要望した所得税増徴を政友会が受け容れる形で党内收拾が図られたため、両者間の妥協は、ここに成立した。しかるに、同日、新政会が通行税及び石油消費税廃止案に対し除外例を認めぬ賛成決議を採択したことは、<sup>(30)</sup> この妥協を崩壊させかねぬほどの原の憤激を招く。そもそも原は、政府との折衝過程において、後藤内相が通行税廃止案に執着することに疑念を

抱きつつ、御用議員（新政会）が政府の命を受け同案賛成にまわることのなきよう政府側に忠告していた。<sup>(31)</sup>しかし、前出の決議は、この原のかかる忠告を裏切る内容であった。原の憤激は、彼が、後藤に対し、政府は我党を欺瞞するものであり憲政会と行動をとることも辞せずとまで述べていたことからもうかがえる。<sup>(32)</sup>後藤は、原に陳謝するとともに、新政会は、憲政会が通行税及び石油消費税全廃案反対の姿勢を明確にしたため、自派が賛成しても通過の可能性はないとの判断の下、前出の決議をしたのであり決して悪意があったのではないと弁明に務めた。確かに、後藤の言葉通り、憲政会は三日の予算委員及び増廃税委員連合会において戦時利得税を除く全ての増廃税に反対の方針を決定し、翌日の最高幹部会においてもこれを確認していた。<sup>(33)</sup>したがって、たとえ新政会が賛成にまわっても政憲両党が反対する通行税全廃案が通過する可能性はなかった。しかしながら、原が問題としたのは、同案通過の有無もさることながら、これをめぐり新政会と国民党が賛成の立場で一致し、政友会と憲政会が反対の立場で一致した表決の図式が公けになることであつた。<sup>(35)</sup>原がこうした図式に示される政界構図が形成されぬよう政府を牽制し、また自党を指導してきたことは、既に論じたところである。つまり、前者の一致は、政府が通行税廃止案を提出した段階から、原が警戒していた国民党・新政会提携の動きを再燃させる契機となりえる。他方、後者の一致は、政友会を反政府陣営に引き込み政憲提携を希望する者にとり格好の喧伝材料となる。ちなみに、この時期においても、『報知新聞』のように憲政会系と目される新聞は政憲提携の可能性を吹聴していた。<sup>(36)</sup>しかも、予算案をめぐり、こうした陣営の好餌となる硬論を政友会が抱えていたことは論じた。加えて、原が、こうした硬論、さらには軟論をも押さえる形で妥協案への收拾をはかった経緯を考慮すれば、前述の表決の図式が明らかにされることは、党内において両派から不満が再び噴出し、彼の党指導に対する不信を招くことにもなりかねない。<sup>(37)</sup>原の憤激の背景には、以上のような理由が存した。結局、原は、政府側が言う如く悪意なきものであれば、①法案の撤回、②政友会の意向に同意の旨委員会において言明する、③新政会をして前議を翻し自由討議となす、以上三案のいずれかの措置をとるよう要求し、政府に第二

案を(38)実行させたのである。

以上の如く、原は政府予算案をめぐる党内に生じた硬軟両論を自らの指導力により收拾(39)しつつ、他方、政府との折衝においては自党に不利な状況をもたらすいかなる動きをも封じ込めるべく政府を牽制・譲歩させ同案の衆院通過に協力したのであった。

- (1) 『第四〇回帝國議會衆議院議事速記録・第三号』。
- (2) 同右、第四号。なお、院内総務補佐は、原が後進引き立ての為、おいたものである(『原敬日記』、大正六年一月二三日の条)。
- (3) 第一章・注(21)。
- (4) 『原敬日記』、大正六年二月二十八日の条。
- (5) 同右、大正七年一月一四日の条。
- (6) 『衆議院雜観(二日)』(『東京朝日新聞』、大正七年一月二四日付)。後に憲政会の片岡直温は議會の質問において山本の主張に賛同する姿勢さえみせた(前掲・『第四〇回帝國議會衆議院議事速記録・第四号』)。
- (7) 『衆議院雜観』(『東京朝日新聞』、大正七年一月二三日付)。
- (8) 前掲・注(1)。
- (9) 『原敬日記』、大正六年二月二六日、大正七年一月一七日の条。
- (10) 予算委員会における西村丹治郎の質問(『第四〇回帝國議會衆議院予算委員會議録・第二回』)。
- (11) 『原敬日記』、大正六年二月二日の条。
- (12) 鶴見祐輔・後藤新平・第三卷(一九六六年、勁草書房) 七八六―八頁。
- (13) 勝田蔵相の予算案説明(前掲(1))。
- (14) 衆議院及び税制改正委員会における審議を控えた大蔵省内において作成された「秘 税法改廢案ニ対スル名士ノ意見及之ニ対スル主税局意見ノ要領・第三号(大正七年一月二四日印刷)」によれば、増廃減税の同時実施は矛盾するとの新聞紙上にみられる政友会側の批判に対して「増税ト減税トハ兩立シテコソ初メテ税制整理ノ趣旨ヲ貫徹シ得ヘキモノトス」と主税局の一步も譲らぬ姿勢が示されていた(前掲『勝田主計文書』所収)。

- (15) 前掲・季武論文七〇八頁。
- (16) 前掲・『政友』(第二一五号)、三九頁。
- (17) 前掲・注(13)。
- (18) 税制改正各案採決前に憲政会を代表し片岡直温が行った意見表明(『第四〇回帝國議會衆議院議事速記録・第八号』)。
- (19) 寺内宛勝田主計書簡(大正七年一月三〇日)〈前掲『寺内資料(下)』、四四一―四五頁〉。なお、この情報は、大石正巳が談じたものを西原亀三を通じて勝田が得たものである。さらに、日付の関係から、勝田はこの情報を得た当日に書簡として寺内に送っていることになる(山本四郎編『西原亀三日記』、大正七年一月三〇日の条〈京都女子大学、昭和五八年〉)。また、この大石正巳の政界観測は西原から直接寺内の下にも寄せられることになる(寺内首相宛西原亀三書簡(大正七年二月二日)〈前掲『寺内資料(下)』、四三三―四四頁〉)。
- (20) 『第四〇回帝國議會衆議院所得税法中改正法律案外十一件委員會議録(以下、税制改正委員會議録と略)・第二回』。
- (21) 『同右會議録・第三回』。
- (22) 『東京朝日新聞』(大正七年一月二七日付)。また、通行税廃止は今尚(政友会幹部及び各地方団体中反対意見を有するもの多数を占め居るは事実なるも全国電鉄輕鉄関係者の運動猛烈なる上、東京その他大都市選出代議士、関係代議士は地盤擁護、拡張の関係より熱烈に同案廃止に奔走しつつあり、との報道もあった(同上、一月二九日付)。もっとも、埼玉県選出の政友会代議士粕谷義三は、通行税を廃止しても一部少数の都会人が恩恵を受けるだけで田舎に住んでいる下層民には何程の恩典にも浴さないとこれに反対していた(『税制改正委員會議録・第四回』)。つまり、同じ関東俱樂部所属の代議士でも選挙区との関係で賛否両論が存したのである。
- (23) 『通相密報』(大正七年二月一日報)。
- (24) 例えば、年頭に元田秘談として伝えられた情報の中には通行税廃止は之を不可なりとするも友党たる国民党多年の宿論を容れて廃止に賛成するも可なるべし、との一節を見い出すことができる(同上、大正七年一月九日報)し、党大会前に高橋邸で開かれた政友会領袖會議(原不参加)の内容を伝える情報も、通行税廃止は遽かに賛否を決せず友党(国民党)と交渉して之を決する方針である(同上、大正七年一月一九日報)としていた。
- (25) 『原敬日記』、大正七年二月三日の条。
- (26) 九州組が戦時利得税以外のすべての増税に反対すべしとの強硬論を最も猛烈に主張したとの報道もあった(『報知新聞』、大正七年二月四日付)。

- (27) 『原敬日記』、大正七年二月四日の条。
- (28) 『東京朝日新聞』（大正七年二月五日付）。また、『報知新聞』はここでも九州組を党内強硬派として伝えていた（同上、大正七年二月五日付）。
- (29) 前掲・注(27)。
- (30) 但し、新政会内においても通行税全廃案反対の代議士も多く、賛成二八名、反対二一名という僅少差での決議採択であった（『東京朝日新聞』、大正七年二月五日付）。
- (31) 前掲・注(27)。また、原は政友会の内定を受け四日の午前寺内邸にて行われた首相、蔵相、内相の政府三者会談の途中、後藤が抜け出し犬養と会談した（『東京朝日新聞』、大正七年二月五日付）事実注目していた。
- (32) 『原敬日記』、大正七年二月五日の条。また、この問題の経緯に関しては前掲・高橋論文六三〜四頁、前掲・季武論文二二頁も参照のこと。
- (33) 『東京朝日新聞』、大正七年二月四日付。
- (34) 『報知新聞』、大正七年二月六日付・夕刊。
- (35) 前掲・注(32)。
- (36) たとえば、予算案めぐり政府に屈譲を強いたる政憲両党は、その追撃戦として一つは施政上の是非をもって一つは憲政上の主義の問題を以て重ねて二回の接戦をみるだけの意思疎通がある、と報じていた（『報知新聞』、大正七年二月四日付・夕刊）。
- (37) 前田蓮山は、こうした新政会の動きの裏には同会策士の政友会内訌に向けての策謀があったことを指摘している（同上『歴代内閣物語(下)』〈昭和三六年二月、時事通信社〉一八四頁）。
- (38) 税制委員会最終日の冒頭、床次が前述の政友会の決定を述べ政府はこれに同意するかと質問したのに対し、勝田蔵相は容認する旨の答弁をした。ちなみに、議事・採決に入らぬ前に政府自らが提出案をつぶす意向を示したので、憲政会議員から法案撤回を要求されることにもなる（『税制改正委員会議録・第八回』）。
- (39) なお、党内世論收拾後なされた前出の党議決定は、原が議會再開前の田通相との会談において既に非公式ながらも洩らしていた税制改正は必要な分だけの増税にとどめ他は後日に譲るべきとの意向に沿うものであった（前掲・注(5)）。

#### 第四章 陸軍及び山県との関係

大正七年度政府予算案に対する政友会の対応を、内示の段階から衆議院通過まで同案に盛り込まれ論議を呼んだ税制改正に焦点を当て、これまで考察してきた。最後に本章は、税制改正との関連においても議論の対象とされた国防充実計画に対する同党の対応に関し考察を加える。

一月の関西大会の演説において原は、国防の充実が教育と交通機関の充実とともに第一次大戦後の重要課題であるとし、議会再開前の党大会の演説においてもこれを繰り返し主張した。<sup>1)</sup> 確かに、国防充実の必要は当時、朝野を問わず大方の意見において一致し、<sup>2)</sup> 原の主張もその反映と見做すことができる。しかしながら、政権を目指す党首の演説としてみる時、原が国防充実を戦後経営の三課題の一つに据えたことは、当時の風潮の単なる反映以外の意味が存した。それは、政友会と軍部とりわけ陸軍、さらにはその長老である山県との関係と密接な関連を有する。周知の如く、大正時代初頭の政友会は、二個師団増設問題をめぐり陸軍と円満な関係にあるとはいい難かった。すなわち、第一次護憲運動の引き金になった陸軍二個師団増設に反対したのは、政友会であった。また、この後成立した第一次山本内閣は、陸軍が懸案としたかかる増設を延期したが、政友会はその与党であった。さらに、同内閣崩壊後成立した大隈内閣は、この増設を決定したが、政友会は野党の立場から政府攻撃の一環として延期を唱え反対した。元田が、大隈内閣期のこの二個師団増設問題を想起しつつ、同内閣下の陸軍当局は、政友会の師団増設延期の主張を以て国防を妨ぐるものと誣いたと述べたことからもうかがえるように、当時の両者の関係は良好とはいえなかった。加えて政友会は、大隈内閣がこの問題を口実に議院を解散し実施した総選挙において大敗を喫し衆議院の第二党に転落しただけに、党内の不満も尾を引いた。<sup>4)</sup>

寺内内閣期にもその不満が解消されず沈潜していたことは、たとえば、前出の関西大会の演説において原が、今日

欧州大戦の経験に鑑み兵器の改良が叫ばれていることを考えれば、大隈内閣が陸軍二個師団増設を実施に移したことは拙速であったと次のように批判したことに示されていた。すなわち、政友会は、国防計画は第一次大戦後に定めるべきとの見地から師団増設延期を主張したが、大隈内閣及び其与党は政権維持のため官僚に媚びその通過を図った<sup>(5)</sup>と難じた。こうした原の主張にうかがえる党内の不満は、寺内内閣が国防計画の一環として陸軍の兵器改良を含む充実に掲げたこととの関連において顕在化する。すなわち、この計画は、大隈内閣下、兵器改良の必要を軽視し師団増設を重視した陸軍の方針と矛盾するとの批判を政友会より招くのである。とりわけ、大隈内閣期に陸軍次官の要職にあり政友会と対立する立場にあった大島健一が寺内内閣の陸相として兵器改良計画を提出することへの不満は大きかった。例えば、原は後藤との会談において、大島陸相は次官時代に第一次世界大戦により我が国の国防計画に改善を加える必要はないと明言していたにもかかわらず、前回の特別議会（第三九回）に種々の改善案を提出し議員より警告を受けた。こうした警告を既に受けている陸相が今議会においても改善案を出すことは不評判であるとし、その不満を洩らしていた。確かに原が言及している如く、例えば、前議会において政友会の三土忠造は、追加予算に盛り込まれた陸軍の要求をめぐり大略、次のような批判を展開していた。<sup>(7)</sup>すなわち、大正三年の議会に二個師団増設案が提出された際、第一次大戦の結果予想される兵器改良に備えるべきとの理由から政友会が主張した増設延期論に対し、師団増設に固執する岡市之助陸相（当時）は、兵器の改良は着々行われているのでその必要を認めないとし自党の主張を退けた。当時次官であった大島現陸相はこの岡陸相の方針に同意していたにもかかわらず、今になり兵器改良の必要を訴えていることは矛盾であると追及したのである。以上の三土の質問や原の言動からもうかがえる如く、大隈内閣期に二個師団増設の可否をめぐり生じた政友会と陸軍との間の軋轢は、寺内内閣期の陸軍の国防充実計画に対する同党の対応にも微妙な影を落していた。政友会が、予算案に盛り込まれた陸軍の要求にいかなる対応をみせるか注目されたのも、かかる経緯が背景に存してのものである。<sup>(8)</sup>

しかしながら、好意的中立戦略を堅持することにより政権獲得を目指す政友会にとり、従前よりの陸軍との摩擦を助長することは不得策であり、むしろ、その軋轢は解消さるべきものであった。したがって、税制改正の場合と同様、前述した政友会の批判は、予算案を崩壊させ政府はもとより陸軍と対決することを意図したものでなかった。すなわち、同党の批判は、陸軍の要求を潰したり削減することを目的としたものではなく、あくまで大隈内閣下の陸軍方針を攻撃することに重点が置かれ、陸相批判もその関連においてなされていた。このことは、予算案に盛り込まれた陸軍の要求に対する政友会側の評価が、これを過少と捉え、削減要求とは逆に陸軍がより大胆な計画を立てぬことを難し、督励する姿勢さえ示したことに表われている。加えて、関西大会の演説において元田が、政友会の二個師団増設延期の主張は完全なる軍備を成さんがために外ならずと力説していた如く、同党は陸軍の抱く国防軽視の政友会像払拭にも努めていた。

陸軍との間に生じた軋轢解消に向けての政友会側のこうした姿勢は、国防充実の具体的方針に関し、当時第一次世界大戦の影響から陸軍より海軍の充実により好感を抱く世評<sup>(1)</sup>に同党が同調しなかったことにも示された。たとえば議會再開前の党大会において政友会が採択した前出の宣言は「陸海ノ軍備ヲ充実シ兵器ノ改良ヲ務メ<sup>(2)</sup>」ると国防充実を強調しつつも、陸海いずれの充実がより必要であるかについての言及を回避していた。確かに、政友会は陸主海従論を標榜するほど陸軍に好意を示したわけではない。しかしながら、同党の陸軍への配慮は、海主陸従論の立場に立つ新聞の社説において投げかけられた次のような批判を通じて間接的ながらも理解することができる。すなわち、政友会はロシア革命以前においてさえ陸軍拡張の必要を認めていたにもかかわらず、党大会において採択された宣言は、陸軍も海軍同様拡張の必要あるかの如く主張していると難ぜられた。<sup>(3)</sup>さらに政友会の宣言の中に込められた陸軍への配慮は、憲政会が公けにした主張との比較においても確認することができる。たとえば、憲政会は、議會再開前の党大会において採択した政策の一項目に、国防の充実を図ることを唱えていたが、特に海軍軍備の組織的計画の確定と

その速やかな完成を期すべきことを掲げていた<sup>(14)</sup>。また党首の加藤も、陸軍充実に関してはその施設につき深く研究の要あるものの、政府が議会に提出した計画にて概ね充分である。しかし、海軍充実に関しては、政府提出計画は姑息不完全なりとし海軍拡張により積極的な姿勢を示していた<sup>(15)</sup>。以上の如く、新聞に指摘されたような政友会のこれまでの陸軍に対する姿勢、さらには憲政会が明確ではないにせよその一端をうかがわせた海軍充実に傾く姿勢と比する時、陸海両軍等距離の立場からの政友会の国防充実宣言は、同党の陸軍への配慮の跡を暗黙裡に語っていた。

ところで、原が政権獲得のために選択した好意的中立戦略の中に、陸軍の長老であり、原自身内閣製造者と目する元老山県との関係改善が重要な課題として盛り込まれ、総選挙以前より原がこれに務めていたことは既に指摘した<sup>(16)</sup>。総選挙の結果、政友会が衆議院第一党の座に返り咲いて以降も、山県との関係改善に務める原の姿勢に変化はなかった。このことは、たとえば原が、第一次大戦後のわが国の国策の方針を決定するため、委員長に山県を据え国務大臣級の人物数人により構成される最高委員会の設置を山県に直接・間接を問わず勸説していたこと<sup>(17)</sup>がえる。結局、この原の構想は、臨時外交調査会の設置に伴い実現せず終わるが、彼にとり重要なことは、その実現よりも山県への勸説自体にあったとみる方が妥当であろう。なぜなら、原が政権を獲得することを想定した場合、元老山県を委員長とし国策の方針を決定するような委員会が廃止されずに存続すれば、政権担当者としての原の行動や権限は著しい制約をうけることになるからである。つまり、原がかかる構想を掲げた真の狙いは、山県への勸説を通じて、自分が山県の政界における役割を排除するものでなく、むしろ重視し敬意を払っていることを示すこと<sup>(18)</sup>にあったと考えられる。

前述した如く、政友会が陸軍への配慮を行いつつ、しかも国防充実を戦後経営の三課題の一つに据えたことは、山県との関係改善を指向するこうした原の姿勢と無関係ではない。つまり、原は、朝野一致し国防充実を唱える当時の風潮を好機とし、これを政友会の主張として前面に打ち出すことにより、国防をめぐる山県の自分及び政友会に対す

る不信を緩和させることを目指したのである。したがって、政友会の掲げる国防重視の方針を、原が山県に対し直接説くことに余念がなかったことは言うまでもない。事実、このことは、彼が寺内より予算内示を受けた直後の十二月六日に行われた山県との会談の中に早くも見い出すことができる。すなわち、この会談において、山県が政府提出の国防充実案の内、海軍計画には一応満足しつつも陸軍計画には多大の不满を抱いていることを知った原は、この山県の不满に同調する姿勢を示していた。<sup>(20)</sup>先述の政友会の宣言は、この会談以降のものゆえ当然のことながらかかる山県の不满をも勘案し作成されたと考えられる。つまり、政友会は、単に陸海両軍の充実を掲げることに、陸軍より海軍充実を強調した先述の加藤演説の如く山県の意向と自党の主張との間に溝の生じることを巧みに回避していたのである。さらに、原の山県に対する工作は、適当な修正を加え予算案を通過させる意向を示した年末の山県会談において、彼が国防充実計画を改めて確立する必要性を説いたことや、<sup>(21)</sup>議会議終了後の報告をかねての山県会談において次のように述べていたことにも示されている。すなわち、議会議終了後、政友会の議員総会において自党が政府予算案成立過程の中でとりわけ国防面を重視し政府に協力したことを謳い上げていた原は、<sup>(22)</sup>かかる実績を山県に確認させるべく「会議は仲々小面倒の事多かりしも、国防上の事は全部之を承認した」と談じていた。<sup>(23)</sup>

以上の如く政友会は国防重視の方針を明確に打ち出しつつ、予算案成立に協力することにより、大正初頭以来、陸軍さらには山県との間に生じた溝を埋めることを目指したのである。確かに、政友会に対する陸軍や山県の不信がこれにより解消されたとはいえない難い<sup>(24)</sup>が少なくとも、かかる同党の姿勢はその緩和に寄与したと考えられる。

- (1) 「立憲政友会関西大会に於ける演説」(原敬全集刊行会編『原敬全集・下巻』、昭和四年、昭和四四年原書房複製) 八七四―五頁。

- (2) 「立憲政友会大会に於ける演説」(同右、八八四―六頁)。

- (3) 前掲・高橋論文六八頁の注・(14)。また、国防充実の必要を唱える当時の風潮に関して、無名隠士「政界有象無象・第四十議会の大勢」(『太陽』、大正七年一月号、第二四卷第一号、五七頁)を参照のこと。

- (4) 『第四〇回帝國議會衆議院議事速記録・第八号』
- (5) 前掲・注(1)。
- (6) 『原敬日記』、大正六年十一月三日、十二月二日の条。
- (7) 『第三九回帝國議會衆議院予算委員會議録・第二回』。
- (8) 『政友会と陸軍』（『東京日日新聞』、大正六年一月二七日付）。
- (9) 『原敬日記』、大正六年二月一〇日の条。及び、前掲・『日本陸軍と大陸政策』、三二三頁。また、後藤との会談において陸相への不満を洩らしていた原ではあるが、政友会総裁としての公けの演説においては、前内閣攻撃をしても陸軍当局を直接批判することは避ける配慮をしていた。このことも、陸軍との協調を目指す彼の姿勢の一端を表わしていた（前掲・注(1) (2)）。
- (10) 元田「我党の方針に就いて」（『政友』、大正六年二月五日、第二二三号、八頁）。また、前出の三土の質問は、陸相批判を一方において行いつつ、他方、陸軍との軋轢を解消するため、政友会の二個師団増設延期方針が国防を軽視したり阻害する意図の下に行われたのではないとの弁明にも費されていた（前掲・注(7)）。
- (11) 例えば、『東西南北』（『日本及日本人』へ大正六年二月一五日、第七二〇号）四頁）。
- (12) 第二章・注(23)。また、原の演説も陸海兩軍の充実の必要を唱え、海軍重視の姿勢をみせることはなかった（前掲・注(1) (2)）。
- (13) 社説「三党態度合評（孰れも不満足）」（『東京朝日新聞』、大正七年一月二二日付）。
- (14) 『憲政会史』（憲政会史編纂所刊、大正一五年）八七頁。
- (15) 同右、八九頁。確かに、憲政会の一部には陸軍充実計画の不徹底を主張する者もいた（前掲『日本陸軍と大陸政策』、三二三頁）が、同党が公けにした姿勢はむしろ海軍充実に積極的であったといえる。
- (16) 前掲・中村・玉井論文、一一―二頁。
- (17) 『原敬日記』、大正六年五月二日、六月一、二三日の条及び、前掲・季武論文の注・(32)参照のこと。
- (18) このことは、伊東巳代治が元老を中心とした国策決定のための委員会設置を唱えていたとの風説を聞いた原が、これを打ち消し、最初に唱えたのは自分であり伊東は自分の構想を請け売りしたものであると考えられ、外交調査会もその変形であると談じ、構想発案者が自分であると力説していたことにもうかがわれる（『秘 原政友会総裁雑談要領』へ前掲『後藤新平文書』

〔R四七・二一七〕。

(19) 原は、政局の節々の演説において、政友会の国防重視の姿勢を強調する。例えば、政府の税制改正に対する党議決定を正式に確認した政友会代議士会における彼の演説は、自党が酒造・所得両税の増徴を認めるのは国防充実のためであることを力説した(前掲・『原敬全集・下巻』、八八八〜九頁)。

(20) 『原敬日記』、大正六年一月二十六日の条。

(21) 第三章・注(4)。

(22) 原は冒頭、本予算中には国防上殊に必要と認むる費額が多かつたとしながら、国防上のことは最も其急を要し国家一日も欠くべからざるのみならず、或事柄に依ては時機既に遅れて居りはせぬかと感ずるものもあつた位で、悉く之を賛成して国防の全を期したのである、とした(原敬「第四十議會閉会に就いて」(『政友』、大正七年五月二十五日、第二一八号)一〜二頁)。

(23) 『原敬日記』、大正七年三月三〇日の条。

(24) 山県は予算案の衆議院通過後、徳富蘇峰宛に宛てた書簡において政府の国防計画に対する不満を洩らしていた。こうした山県の文言の中からは、政友会が国防重視を唱えながらも積極政策の立場から新事業の展開をも望み、政府に衆議院第一党としての影響力を行使した同党の影をうかがうことができる(徳富蘇峰宛山県有朋書簡「大正七年二月一八日付」(『徳富蘇峰関係文書』、山川出版社、一九八五年)三九四頁)。

## 結 語

以上の如く、本稿は、原が大正七年度政府予算案成立過程においても好意的中立戦略に基づき政友会を指導したことを、同党の対応を考察することにより明らかにした。

まず、この戦略の基本となる政府との好意的関係維持は、政友会が予算案に対する不満を党内に抱えていたにもかかわらず、政権打倒を目指す政憲提携工作の動きには乗らず、同案の衆議院通過に協力したことに示された。また、この過程において原が国防重視の姿勢を自党の方針として強調することにより、軍部とりわけ陸軍、さらにはその長老である山県との関係改善に務めていたことを指摘した。従前より同党と陸軍との間に生じた軋轢や彼自ら内閣製造

者と目する山県の自党に対する不信の緩和が政友会を率いて政権を目指す原にとり、好ましい状況となることは言うまでもない。

さらに、本稿は、原がこうした政府との好意的関係を基本的に維持しつつも、政友会が衆議院第一党の座にあることにより確保した政府に対する影響力を背景に、自らの意向に沿わぬ施策を政府が行うことを阻止したことを明らかにした。このことは彼が、政友会の対政府交渉能力の低下をもたらすような政府党結成を警戒し、その封じ込めに務めた中に示された。すなわち、政府が予算案の中に通行税廃止案を盛り込んだことにより国民党・新政会合同しての政府党結成への疑念を強めた原は、その呼び水となるいかなる動きをも封じ込め、政府を牽制し続け、他の廃滅税案とともに通行税廃止案の衆議院通過を阻止したのである。政友会の政府協力は、こうした牽制を一部に含みつつ行われたものであった。しかも、政府に対するかかる牽制と協力のいずれもが、次期政権を目指し自党に有利な環境を政界につくりそれを確保するという好意的中立戦略の枠組の中で行われていたのである。その結果、衆議院に確固とした与党を持たぬ寺内内閣は、一部譲歩を余儀なくされたものの子算案を成立させることができたのであった。

（1） 原が政府にたいする影響力を背景に、自党の望む治水事業や鉄道拡張等の積極政策を政府予算案の中へある程度織り込むことに成功したことは、筆者が別稿において既に明らかにしたところである（前掲・「寺内内閣期における政友会の党勢拡張に向けての方策」）。